

議第37号

京都市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

京都市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市情報公開条例の一部を改正する条例

京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「固定資産評価審査委員会」の右に「並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「職員が職務上」を「職員等（実施機関の職員及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）が職務上」に、「職員が組織的に」を「職員等が組織的に」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号オ中「又は」の右に「独立行政法人等、地方独立行政法人その他の」を加える。

第21条第1項中「出資する法人」の右に「（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）」を加える。

附則第2項の前の見出しを削り、同項の前の見出しとして「（地方独立行政法人の設立に伴う経過措置）」を付し、同項から第4項までを次のように改める。

2 地方独立行政法人（本市が設立するものに限る。以下同じ。）の設立の日の前日において現に本市が行っている業務のうち、当該地方独立行政法

人がその設立の日以後行うものに係る公文書（以下「引継公文書」という。）に関して実施機関に対してされた公開請求であって、その設立の日前に実施機関が公開決定等をしていないものは、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人に対してされた公開請求等とみなす。

3 地方独立行政法人の設立の日前に、引継公文書に関して実施機関がした公開決定等は、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人がした公開決定等とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、地方独立行政法人の設立の日前に、引継公文書に関して、この条例の規定に基づき実施機関がした行為又は実施機関に対してされた行為は、その設立の日以後は、この条例の規定に基づき当該地方独立行政法人がした行為又は当該地方独立行政法人に対してされた行為とみなす。

附則第5項及び第6項を削り、附則第7項を附則第5項とする。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方独立行政法人法の規定に基づき本市が設立した地方独立行政法人を京都市情報公開条例の実施機関とするために必要な措置を講じる必要があるので提案する。